

# 子ども・子育て支援制度支給認定等業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 適用

この要領は、本市における子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付・施設等利用給付等に関するデータ電算入力及び発送等に係る業務を委託する民間事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その手続を定めるものです。

## 2 業務委託の概要及び基本事項

### (1) 名称

子ども・子育て支援制度支給認定等業務委託に係る公募型プロポーザル

### (2) 委託業務の内容

別紙1 仕様書のとおり

### (3) 委託期間

令和8年9月1日～令和10年8月31日（2年間）

### (4) 委託金額の上限

令和8年度（7か月） 136,045,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和9年度（12か月） 233,220,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和10年度（5か月） 97,175,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ なお、委託金額については、市会の議決により変動する可能性があります。

※ 消費税について、税率の変更が決定した場合、変更契約を行うものとする。

## 3 参加資格

プロポーザルに参加する資格を有する者は、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であり、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者としします。

- (1) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (2) 本市内に本店、支店、営業所又は事務所を有すること。
- (3) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、プライバシーマークを取得していること。
- (4) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）に、地方自治体から電算入力業務等の受注を受け、円滑に実施した実績を有すること。

## 4 参加手続

プロポーザルの参加を希望する者は、次のとおり、参加表明書等を郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参することにより提出してください。

### (1) 参加表明書等の提出

ア 提出書類

- ・ 参加表明書（様式1）
- ・ プライバシーマークを取得していることが分かる書類（登録証の写し等）
- ・ 過去5年間（令和3年度～令和7年度）における地方自治体からの電算入力業務等の業務実績申告書（様式2）
- ・ 会社概要が分かる書類（パンフレット等）

イ 提出部数

上記アの提出書類 各2部

ウ 提出場所

「1 1 問合せ先及び提出先」参照

エ 提出期限

令和8年6月5日（金）午後5時までとします。

なお、郵送の場合は、上記提出期限必着とします。

(2) 参加表明書等の無効

参加表明書等が次に掲げる場合に該当するときは、参加の対象外とし、電子メール及び書面により、その旨を通知します。

- ア 「3 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合
- イ 提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 虚偽の内容が記載されている場合

## 5 質問及び回答

「4 参加手続」に記載する参加表明書及び関係書類を提出した者を対象に、質問の提出を受け付けます。

(1) 質問方法

「1 1 問合せ先及び提出先」に記載するメールアドレスに、「プロポーザルについての質問」と件名を記入したうえで、電子メールで提出してください。様式は問いません。

(2) 質問の提出期限

令和8年6月5日（金）午後5時まで（必着）

(3) 質問への回答

令和8年6月10日（水）に、参加表明のあった方全員に対して回答を電子メールで送信します。なお、回答内容については、本要領の追加又は修正とみなします。

## 6 企画提案書等の提出

企画提案書等は、別紙2「子ども・子育て支援制度支給認定等業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき作成し、郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参により提出してください。

- (1) 提出場所  
「11 問合せ先及び提出先」参照
- (2) 提出部数  
使用印鑑を押印したもの 1部  
使用印鑑を押印しないもの 15部
- (3) 提出期限  
令和8年6月15日(月)午後5時までとします。  
なお、郵送の場合は、上記提出期限を必着とします。
- (4) 企画提案書等の無効  
企画提案書等が次に掲げる場合に該当するときは、選定の対象外とし、電子メール及び書面により、その旨を通知します。
  - ア 「3 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合
  - イ 提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
  - ウ 提案内容が記載されていない場合又は提案内容に違法な点がある場合
  - エ 虚偽の内容が記載されている場合
  - オ 企画提案書等に見積金額が記載されていない場合又は記載された見積金額が委託金額の上限価格を超えている場合

## 7 選定方法

- (1) 選定方法  
選定の対象は、企画提案書の提出者（無効となったものを除く。以下「提案者」という。）とし、選定にあたっては、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションに基づき、提案者の業務実施能力を審査して最も優れた提案があった者を受託候補者に決定します。なお、提案者が1者の場合においても、評価基準に基づく得点が60点以上の場合は受託候補者として選定します。
- (2) プレゼンテーションの実施
  - ア 日時  
令和8年6月17日(水)  
※ 詳細については、プレゼンテーション対象となる提案者に別途通知します。
  - イ 場所  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 本庁舎第1会議室
  - ウ 方法  
プレゼンテーションは、提案者による提案説明30分、審査側からの質問15分の予定で行います。  
また、応募多数の場合は、企画提案書等の提出書類のみを用いてプレゼンテーション対象となる提案者の選考を行う場合があります。書類選考の結果、プレゼンテーション対象とならなかった提案者に対しては、電子メール及び書面により通知します。  
なお、原則として、プレゼンテーションに参加しなかった提案者又は指定の時間

に30分以上遅刻した提案者は選定の対象外となります。

(3) 評価項目

別表「子ども・子育て支援制度支給認定等業務委託提案に係る評価基準」参照

(4) 選定結果の通知

選定結果については、選定後、提案者全員に電子メール及び書面により通知するとともに、本市ホームページに公開します。

## 8 委託契約

選定された受託候補者と協議のうえ、契約を締結します。

なお、選定された受託候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由により受託候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者とします。

## 9 留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 公募手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本円に限ります。
- (3) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は一切受け付けません。
- (4) 提出書類の返却は行いません。
- (5) 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- (6) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、京都市情報公開条例に基づき、公開の対象となる場合があります。
- (7) 選定された受託候補者は、業務委託の開始までに、委託業務の実施方法の詳細について本市と協議のうえ、必要な準備を完了するものとします。

## 10 スケジュール

日時	内容
令和8年6月 5日（金）（午後5時まで）	参加表明書受付締切、質問受付締切
令和8年6月10日（水）（午後5時まで）	質問回答
令和8年6月15日（月）（午後5時まで）	企画提案書受付締切
令和8年6月17日（水）	プレゼンテーション
令和8年6月25日（木）	受託者決定
令和8年9月 1日（火）	業務委託開始

## 11 問合せ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

利用者支援担当 澤・桂・塩谷

電話：075-222-3900 FAX：075-251-2950

E-mail: [yohokikaku@city.kyoto.lg.jp](mailto:yohokikaku@city.kyoto.lg.jp)

※ 参加表明書 (様式1)、業務実績申告書 (様式2) の提出書類及び資料は、京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室のホームページからダウンロードできます。